

# 御園南自治会会則

制定	昭和45年4月1日	改正	昭和60年4月1日
改正	昭和48年4月1日	改正	昭和62年4月1日
改正	昭和54年4月1日	改正	平成3年4月1日
改正	昭和57年4月1日	改正	平成6年4月1日
改正	昭和58年4月1日	改正	平成7年4月1日
改正	昭和59年4月1日		

## (名称及び事務所)

第1条 この会は御園南自治会といい、事務所を会長宅に置く。

## (組織)

第2条 この会は御園4丁目及び5丁目の一部の地区内に居住するものをもって組織する。

## (目的)

第3条 この会は自治会会員相互の親睦をはかると共に地域の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 この会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、協調をはかるための事業
- (2) 地域の発展に寄与するための事業
- (3) 環境衛生の向上をはかるための事業
- (4) 防犯のための街灯管理に関する事業
- (5) 市政その他、一般情報連絡に関する事業
- (6) 青少年育成に関する事業
- (7) その他、目的達成に必要な事業

## (協議機関)

第5条 この会の協議機関は総会及び役員会とする。

- (1) 総会はこの会の予算及び決算の承認、事業の計画、会則の改廃に関する事、その他、必要な一般事項について協議決定する。
- (2) 役員会は総会の決議に基づいて目的達成のため第4条の事業実施について執行機関とする。

第6条 総会及び役員会の構成並びに開催は次のとおりとする。

- (1) 定期総会は第8条の新旧役員をもって構成する。  
定期総会は年1回、開催しなければならない。  
但し役員会の決議により臨時に開催することができる。
- (2) 役員会は会長が必要と認めた場合に開催する。
- (3) 三役会(会長 副会長及び会計)は、この会の運営に必要な立案及び役員会の議題設定を行う。

第7条 この会の会議は委任状を含む3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。

## (役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

運営委員(会長、副会長及び各部委員)

会長 1名 副会長 若干名 相談役 若干名(会長が改選された場合は前年度会長が就任する。その他の相談役は会長指名とする。)

各部委員(文化、体育、防犯、福祉、防災、環境衛生、土木、交通、広報、会報編集、各部必要人員)

組長(各組に1名) 会計監査 2名 会計 1名

(1) 役員の出選は次による。

- イ. 運営委員は前年度組長及び適任者とする。
- ロ. 会長、副会長、各部委員は総会前に適任者による選出を行い、総会に於いて承認を受けること。
- ハ. 会計監査は会長が適任者を推せんし総会に承認を受けること。
- ニ. 組長は各組で選出する。
- ホ. 会計は会長が選出する。
- ヘ. 会長が改選された場合は相談役に就任する。

(2) 役員任期は1年とする。但し留任はさまたげない。

(3) 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会務を代行する。
- (3) 相談役は会の運営を補佐する。
- (4) 各部委員は各部の仕事を遂行し他各部の活動を補佐する。
- (5) 組長は各組内の庶務的な業務を行うと共に、各活動に積極的に参加するものとする。  
(注) 庶務的な業務とは回覧文書、会費の徴収、その他の集金の取りまとめ、転入者の加入申込書の取りまとめ及び要望の取りまとめ等をいう。
- (6) 会計は会長の指示により現金の出納、保管に従事する。
- (7) 会計監査はこの会の会計を監査する。  
時期は年度末とし、必要と認めた場合、臨時に行うことができる。  
その結果を総会において報告しなければならない。

## (経費)

第10条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は毎月300円とする。アパート 寮等の入居者の学生に限り、200円とする。  
(昭和58年4月1日より)
- (2) 会費の納付は1年分を4月に前納すること。なお、6ヶ月分を4月及び10月に前納することもさまたげない。
- (3) 転出入は、その時点で月割りで清算をする。
- (4) 慶弔に関する件  
イ. 敬老の日に、77歳以上の人に毎年、相当のお祝品を贈る。  
ロ. 弔慰金 世帯主1万円 配偶者5千円とする。  
ハ. その他必要な事項は都度、運営委員で協議して決める。

## (会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## (自治会館の運営)

第12条 自治会館の運営については運営委員会を設け、運営委員は自治会役員及びクラブ代表とする。

- (1) 管理運営については自治会館使用規則による。

## (附則)

- (1) この会の会則は平成13年4月1日から施行する。
- (2) 諸募金は会費より応分の支出を負担する。
- (3) 相談役は会長の要請により役員会に出席しなければならない。